

平成27年9月2日

第1回 美幌町総合教育会議 議事録

美 幌 町 教 育 委 員 会

第1回美幌町総合教育委員会 議事録

1 開催日時 平成27年9月2日(水)

〔 開会 16時00分
閉会 16時26分

2 場 所 美幌町保健福祉総合センター(しゃきっとプラザ) 集団健診ホール

4 出席者

(構成員) 美幌町長 土谷耕治
美幌町教育委員会
委員長 沖田 滋
委員長職務代理者 加藤 哲彦
委 員 猪本 里美
委 員 久山 昌樹
教育長 平野 浩司

(構成員以外の出席者)

美幌町教育委員会
教育部長 高木 恵一
学校教育主幹 石澤 憲
指導主事 鈴木 憲治
学校給食主幹 石田 勇一
社会教育主幹 荒井 紀光子
町民会館建設主幹 斉藤 浩司
スポーツ振興主幹 大場 正規
博物館長 小林 敬
図書館長 浅野 俊伸
学校教育グループ主査(学校教育担当)
沖崎 寿和
学校教育グループ主査(総務担当)
片平 英樹

(傍聴者) 3名

1 開 会

○高木教育部長 只今から、平成27年度第1回美幌町総合教育会議を開催いたします。本日、会議次第3の教育委員紹介までの議事進行を行います教育部長の高木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、初めての会議となりますが、本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、原則公開となります。本日、傍聴を希望されている方がおいでになっておりますけれども、会議の設置要綱の中身、また傍聴要領の詳細については、後ほどご確認を頂きますけれども、本日の会議は公開するということで確認をしたいと思いますが、これについてご異議ございますか。

○構成員一同 (異議なしの声あり)

○高木教育部長 それでは、会議は公開で進めることといたします。

まず最初に、皆様、すでに十分ご承知のことと思いますが、この総合教育会議について簡単にご説明したいと思います。資料1をご覧ください。

地方教育行政の基本的な実施体制を定めております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、平成26年6月20日に一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。この改正のきっかけは、いじめにより尊い命が失われたことにあったわけですが、改正の主な目的は、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化などとなっているところでございます。

まず、第1条の3第1項で、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

そして、第1条の4では、大綱を定めるための協議、また、第1項の1号、2号に掲げる事項の協議または調整を行うため、「総合

教育会議」を設けることを地方公共団体の長に義務づけられたところでございます。

会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会で、会議の招集は地方公共団体の長です。会議は原則公開、会議は施策等について決定する場ではございませんが、この場で事務の調整が行われた事項については、その調整結果を尊重しなければならないとされております。

以上、改めてということで、簡単にご説明させて頂きました。なお、資料2につきましては、「教育委員会制度、こう変わる」のパンフで主な変更点を図解したパンフレットでございます。資料3につきましては、平成26年6月20日の法律の一部改正に関する通知文の全文でございます。後ほどご説明させて頂きたいと思います。

それでは、お手元の次第に基づき、会議を進行いたします。

2 町長挨拶

○高木教育部長 会議次第2、町長挨拶、会議の主宰者であります、土谷町長からご挨拶頂きます。町長、お願いいたします。

○土谷町長 皆様、こんにちは。本日は第1回目の美幌町総合教育会議に時節柄、大変お忙しい中、ご出席をいただき心より感謝申し上げます。

只今、この総合教育会議についての説明がありましたが、このことについて特別私から申し上げるべき事はございませんけれども、何れにいたしましても今注目されている教育行政についてであります。本日は大綱についてのご提言をさせていただきたいと考えております。従来より沖田委員長はじめ教育委員の皆様には美幌町の教育の発展、充実のために大変ご尽力をいただいておりますが、引き続きお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。私からの挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高木教育部長 ありがとうございます。

3 教育委員紹介

○高木教育部長 次に、会議次第3、教育委員紹介、ということで、私から改めて、教育委員のご紹介をさせていただきます。

平成14年9月29日から委員、現在、委員長であります沖田滋委員長でございます。

○沖田委員長 よろしく願いいたします。

○高木教育部長 平成21年9月28日から委員、現在、委員長職務代理者であります加藤哲彦委員でございます。

○加藤委員 よろしく願いいたします。

○高木教育部長 平成24年9月1日から委員であります久山昌樹委員でございます。

○久山委員 よろしく願いいたします。

○高木教育部長 平成23年9月29日から委員であります猪本里美委員でございます。

○猪本委員 よろしく願いいたします。

○高木教育部長 平成24年9月1日から教育長であります平野浩司教育長でございます。

○平野教育長 よろしく願いいたします。

○高木教育部長 以上で紹介を終わります。これより先の議事進行につきましては、土谷町長をお願いいたします。

4 議事（1）総合教育会議について

○土谷町長 それでは、会議次第4、議事の（1）総合教育会議について、事務局から説明願います。なお、会議の中でのご発言につきましては、着席で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。また、ご発言の際は挙手をお願いします。

それでは、事務局お願いします。

○石澤学校教育主幹 学校教育主幹の石澤でございます。

（1）の総合教育会議の説明につきましては、資料4、5、6となります。はじめに、資料4、美幌町総合教育会議設置要綱（案）をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第1条の4第1項におきまして、総合教育会議を設けるものとされていることから、町の設置要綱を定めて、会議の円滑な進行を図ろうとするものでございます。

まず、第1条では、要綱制定の目的を定めております。

次に、第2条では、所掌事務といたしまして、一つ目が美幌町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、二つ目が美幌町の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、三つ目に児童生徒等の生命又は身体に現に被害を生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の三つについて、協議及び事務の調整等を行うものとしてございます。

次に、第3条では、組織といたしまして、総合会議は、町長及び教育委員会をもって構成するとしてございます。

次に、第4条では、招集といたしまして、第1項で、総合会議は町長が招集し、総合総合会議の議長となるとしてございます。第2項では、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができるとしてございます。

次に、第5条では、意見の聴取といたしまして、第2条の協議等を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができるとしてございます。

次に、第6条では、会議の公開といたしまして、総合会議は、公開とするとしてございます。また、ただし書きとして、非公開とすることができる旨も規定してございます。

次に、第7条では、会議の傍聴といたしまして、後ほど、傍聴要領のご説明をさせていただきます。

次に、第8条では、議事録の作成及び公表

といたしまして、第1項では、議事録の作成と公表を規定し、第2項では、公表をホームページで行うことと規定してございます。

次に、第9条では、調整結果の尊重といたしまして、総合会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないとしてございます。

次に、第10条では、庶務といたしまして、総合教育会議の庶務は、教育委員会事務局において処理するとしてございます。

次に、第11条では、その他でございまして、附則として、この要綱は、本日、平成27年9月2日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○土谷町長 只今ご説明しました要綱（案）につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。なければ、ご承認ということでよろしいでしょうか。

○構成員一同 （異議なしの声あり）

○土谷町長 それでは、案を削除願いました、会議の運営につきましては、今後この要綱に基づいて行って参りたいと思います。

続けて、資料5、美幌町総合教育会議傍聴要領（案）について、事務局から説明願います。

○石澤学校教育主幹 それでは、資料5、美幌町総合教育会議傍聴要領（案）をご覧ください。

まず、1、傍聴人の定数についてでございます。傍聴人の人数は定めないこととする。ただし、会場における適正人数を超える場合は、傍聴人の人数を制限できるとしてございます。

次に、2、傍聴の手続についてでございます。会議を傍聴しようとする者は、受付において住所及び氏名を受付簿に記入し、事務局の指示に従うこととしてございます。

次に、3、傍聴人の入場制限についてでございます。（1）～（6）まで傍聴席に入ることができない者について定めることとして

ございます。

次に、4、傍聴人の遵守事項についてでございます。（1）～（8）まで傍聴人の守るべき事項について定めることとしてございます。

次に、5、事務局の指示についてでございます。傍聴人は、事務局の指示に従わなければならないこととし、従わないときは、事務局は傍聴人を会場から退場させることができるものとしてございます。

次に、6、その他でございまして、本要領は、本日、平成27年9月2日から適用しようとするものでございます。

以上でございます。

○土谷町長 只今ご説明しました要領（案）につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。

なければ、ご承認ということでよろしいでしょうか。

○構成員一同 （異議なしの声あり）

○土谷町長 それでは、案を削除願いました、会議の傍聴につきましては、今後この要領に基づいて行って参りたいと思います。続けて、資料6、総合教育会議の開催スケジュール（案）について、事務局から説明願います。

○石澤学校教育主幹 それでは、資料6、総合教育会議の開催スケジュール（案）をご覧ください。左側が総合教育会議の開催予定一覧でございます。

2回目の会議につきましては、10月上旬頃の予定といたしまして、協議題としては、一つ目として、大綱原案の協議、二つ目として、翌年度以降重点的に進める事業等（予算関連）の協議を行えるよう、この時期を想定してございます。

3回目の会議につきましては、12月末までの予定といたしまして、協議題としては、大綱の決定、公表を年内を目途にということで、この時期に想定してございます。

今年度考えているスケジュールにつきましては以上でございます。

○土谷町長 只今ご説明しましたスケジュール案につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。非常に短い期間で大きな大綱をつくるということですが、このような形で進めさせていただくということによってよろしいでしょうか。

○構成員一同 （異議なしの声あり）

○土谷町長 それでは、今後、このスケジュールを基本として、私からの招集、又は教育委員会の求めに応じた招集、ということによって進めさせていただきます。

（２）大綱の策定について

○土谷町長 それでは、次に、（２）大綱の策定について、事務局から説明願います。

○石澤学校教育主幹 それでは、大綱の策定について説明させていただきます。資料３、６頁をご覧ください。

第三、大綱の策定についてとありますが、地教行法の改正によりまして、①地方公共団体の長は、教育基本法第17条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。②地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議する。③地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととなりました。

次に、７頁の２、留意事項になりますが、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しております。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていることから、今回の法改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施

策の総合的な推進を図るものとされたものでございます。

次に、（１）大綱の定義でございますが、①大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。④大綱が対象とする期間については、法律で定められていないが、地方公共団体の長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることを鑑み、４年～５年程度を想定しているものであることとなっております。

次に、（２）大綱の記載事項につきましては、①大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。②大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要であることとなっております。

次に、（３）地方教育振興基本計画その他の計画との関係ということで、①地方公共団体において、教育基本法第17条第２項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要ないこととなっております。

本町におきましては、教育基本計画等、これらに準ずる計画がないことから、大綱を策定することになろうかと思えます。

大綱に記載すべき事項といたしましては、教育、学術、文化、スポーツに関することとなりますが、地域の実情に応じて設定することとされており、必ずしも網羅的に記載する必要はないことから、具体的には、町の最上位計画である総合計画と、まさにその総合計画にうたわれている教育行政との整合性を図りながら、この大綱を策定していくというような内容になってくるかと思っております。また、教育委員会には教育目標がありますので、それに沿った形で美幌の教育が進められていくこととなると思えます。

なお、資料7につきましては、それぞれ、国の教育基本計画・北海道教育推進計画・美幌町総合計画等の計画について、対比する項目を簡略したものでございますので、あわせてご確認頂ければと思えます。

スケジュールにつきましては、先ほど、ご承認いただきましたとおり、次回以降の総合教育会議に、大綱（案）のたたき台をお示しさせて頂きたいと考えております。

以上でございます。

○土谷町長 只今、ご説明しました大綱の概要や策定のスケジュール等々につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。

なお、たたき台については、次回以降の総合教育会議でお示しをして、検討・協議に入ることにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○構成員一同 （異議なしの声あり）

○土谷町長 それでは、次回以降の総合教育会議で大綱のたたき台をお示しするというところで進めさせて頂きます。

はございません。

○土谷町長 教育委員の皆さんから何かありますか。

○構成員一同 （ありませんの声あり）

○土谷町長 なければこれで閉じたいと思いますがよろしいでしょうか。

○構成員一同 （はい、との声あり）

閉 会

○土谷町長 教育委員さんには今後とも大綱を策定するにあたってお力添えをいただきまずよう重ねてお願い申し上げまして、終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

16時26分 閉会

（３）その他

○土谷町長 次に、（３）その他について、事務局から何かありますか。

○高木教育部長 事務局で用意しているもの